

平成15年9月16日

自動車交通局技術安全部技術企画課長 殿

照会者名  
株式会社アルティア  
高野 洋一  
住所  
東京都品川区大崎1丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー21F

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送車両の保安基準第42条

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第30条

第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項

その他の灯火等の制限に関する法規適合性の確認

2. 将来自ら行なおうとする行為に係る個別具体的な事実

車両のフロントバンパー等を後加工し、LED青色発光灯体を以下の1)2)のレイアウトで取り付ける用品を検討しております。

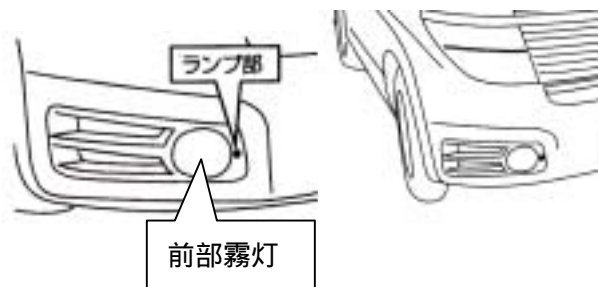
1) 前部霧灯外周近辺

取付位置

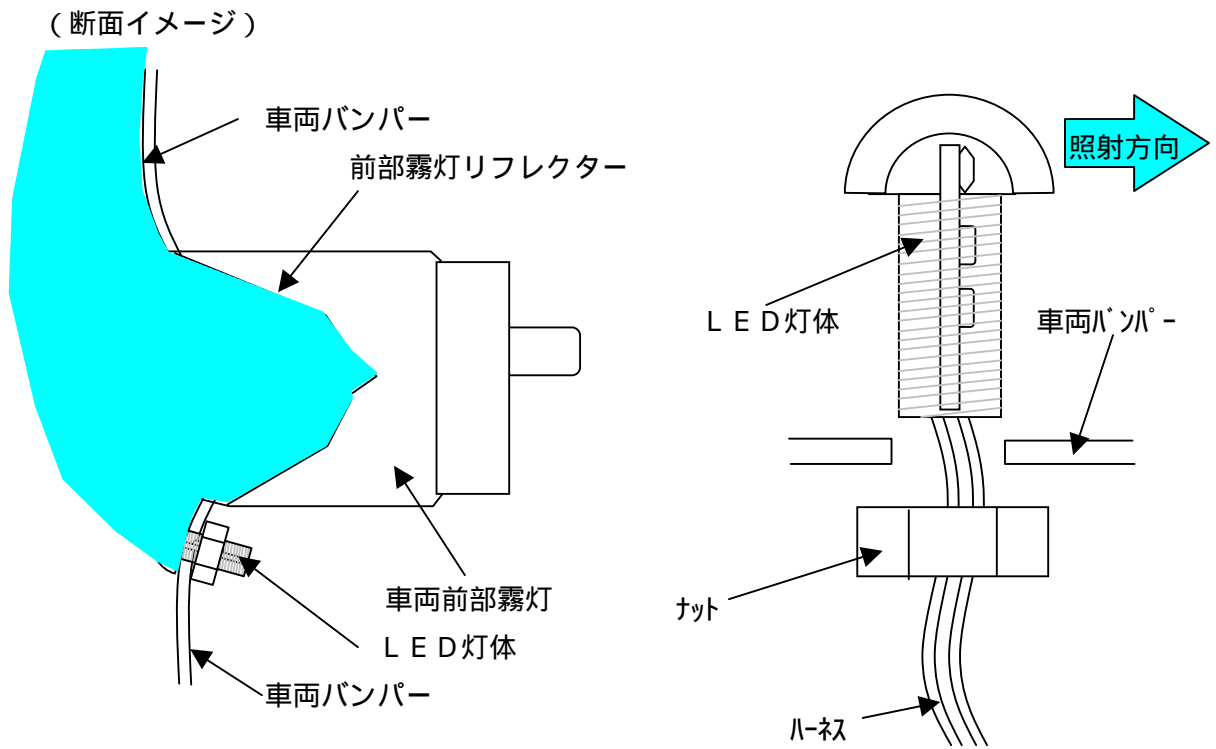
前部霧灯のレンズ前にLED灯体を取付……前部霧灯の中にLED灯体を設置するのではなく、前部霧灯付近の車両バンパーにLED灯体を取り付けます。

前部霧灯を加工することはありません。

(取付イメージ)



左右前部霧灯にLED灯体を取付け



#### 作動原理

車幅灯の点灯に連動し青色 LED が点灯・消灯します。

#### 照射方向

前部霧灯周辺を全体的に青色照射します。

その一部の LED 青色光は前部霧灯のリフレクターへも照射します。

#### その他

- ・本 LED 灯体の発光輝度は数 cd である為、車両の前部霧灯と同時点灯の際に前部霧灯点灯時の性能（輝度・色）を妨げることはありません。……同時点灯時 前部霧灯との輝度の差が大きく青色の光は認識できません。

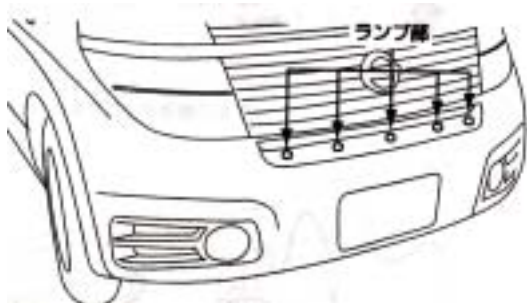
- ・本 LED 灯体は前部霧灯のレンズ前にレイアウトしておりますが、前部霧灯点灯時の性能（配光）を妨げることはありません。……前部霧灯の配光特性を妨げる位置には LED 灯体は存在しません。

## 2) フロントバンパーの開口部

### 取付位置

フロントバンパーの開口部に LED 灯体を取付けます。

### (取付イメージ)



## 作動原理

車幅灯の点灯に連動し青色 LED が点灯・消灯します。

## 照射方向

フロントグリル内のラジエーターに向けて青色 LED を点灯させ、フロントグリル周辺を全体的に青色照射します。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠  
本灯体は『その他の灯火』に属する商品と考えております。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 30 条第 2 項について、本灯光は青色であるため問題ない。

第 3 項において、本灯光は青色であるため問題ない。

第 4 項において、取付位置はフロントバンパーであり前面ガラスの上方にはなく、本灯光は青色であるため、問題ない。

第 5 項において、灯体の取付け位置はフロントバンパーであり前面ガラスの上方でないため、速度表示装置と紛らわしいことはない。

第 6 項において、本灯体の光度の増減はないため問題ない。

第 7 項において、本灯体による反射光は青色である為問題ない。

第 8 項において、本灯体の照射向きが車両進行方向でない（後向き）。また本灯体による反射光も他の自動車の運転操作を妨げるレベルではない。以上 2 つのことから問題ない。

第 10 項において、本灯体は 300cd 以下であるため問題ない。

第 11 項において、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火ではないので、問題ない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

2003 年 9 月以降

（2003 年 8 月末より販売の車両に採用のため。）

5. 連絡先

東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号

ゲートシティ大崎イーストタワー 21F

株式会社アルティア

高野 洋一

TEL:03 ( 5436 ) 2336